

## 国際人権規約・学費の段階的無償化条項の留保を撤回し、 「世界一高い学費」の負担軽減を求める意見書

国際人権規約(A規約)第13条は、高校と大学を段階的に無償にすることを定めている。いまや学費の無償化は世界の流れになっている。ところが、日本は無償化条項を留保している。高校授業料が無料でない国は、OECD加盟30カ国中、日本など4カ国しかない。いま日本では、「派遣切り」などの雇用破壊や国内外の未曾有の経済危機のなかで、私立高校の授業料滞納者数は前年の3倍にもものぼり、多数の若者が学費が払えず高校を卒業できない、中退させられかねない状態に置かれている。

この8月7日に開かれた首都圏高校生集会では、アンケート調査した2,092人の高校生の約31%が「アルバイトをして授業料や経費などを払う」、26%が「学費のことで家族に迷惑をかけて申し訳ない」と答えている。今日、高校卒業は多くの職業に就くための必要条件となり、高校進学率が97%をこえていることからみても、経済的な理由で高校教育を受けられないことは、若者一人ひとりへの大きなダメージであり、同時に社会の健全な発展を妨げるものである。

憲法は国民に「ひとしく教育を受ける権利」(第26条)を保障している。経済的な理由によって、高校教育を受けられない若者があってはならない。

よって、町田市議会は、国に対し、国際人権規約・学費の段階的無償化条項の留保を撤回し、「世界一高い学費」の負担軽減を早急にすすめることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。